

令和9年度 飯豊町学童クラブ募集要項

1. 目的

学童クラブは、保護者の就労等で放課後や長期休業期間（夏・冬・春休み）に保護者のいない家庭の小学生の生活・学習及び遊びの場です。遊びや活動を通じて主体性や社会性を培い、心身ともに健全な育成を図ることを目的に開設しています。

2. 対象児童

放課後や長期休業期間に、保護者等（父母、祖父母）が就労などにより、日中家庭にいない小学校1～6年生の児童

※ 日中、児童を保育できるご家族がおられる家庭は、対象外となります。

※ 申し込み多数の場合は、低学年の児童を優先させていただきます。

3. 開設日

- ・放課後：月曜日から金曜日の学校終了から18時45分まで
- ・学校休業日及び長期休業期間（夏・冬・春休み）：7時30分から18時45分まで

4. 実施場所と利用児童

- ・いいで中部学童クラブ（第一小学校内）…第一小学校児童
- ・白樺学童クラブ（第二小学校内）…第二小学校児童

5. 使用料

月額 7,000円（別途、保険代で年額 1,100円がかかります）

- ・使用料は、登録期間中に何日利用したかに関わらず、月額料金をいただきますのでご了承くださいようお願いいたします。
 - ・月途中の利用登録または退所の場合のみ、日割り計算で料金をいただきます。
- ※長期間利用しない場合は、必ず「退所届」を学童クラブへ提出してください。
届け出が提出されるまでは、料金がかかりますのでご注意ください。

6. 使用料の減免について

①低所得世帯

【対象者と減免の額】

- ・要保護世帯…全額
- ・準要保護世帯…半額
- ・災害等やむを得ない事由の場合…町長が定める額

②多子世帯

【対象者と減免の額】

令和9年度市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯で、同一世帯から2名以上の兄弟姉妹が同時に学童クラブを利用した

場合、利用児童の最年長者から数えて、第2番目以降の児童の使用料が半額免除

(注) 申請書をご提出いただいた後、4月にさかのぼって適用されます。

7. 放課後の学童クラブへの移動手段

◆行 き 各小学校から校舎内の学童クラブへ徒歩で移動

◆帰 り 保護者による迎え

※ 長期休業期間(夏・冬・春休み)または学校休業日は、自宅から保護者による送迎

8. 申込み受付期間 令和8年10月13日(火)～11月13日(金)

※長期休業期間(夏・冬・春休み)のみの利用申込みも可能です。

その際も、この募集期間での登録が必要です。

9. 申込書類

①学童クラブ登録申請書

②同意書

③学童クラブ入所申込書

④就労証明書(父母以外の同居家族も勤務先からの証明が必要)

⑤就労状況等申告書(自営業・介護者の方等は民生児童委員からの証明が必要)

【長期休業期間のみ】利用したい場合は、
この①・②を登録期間に提出してください

10. 提出先

・いいで中部学童クラブ(第一小学校内) 電話:090-4552-5064

・白樺学童クラブ(第二小学校内) 電話:090-7064-2088

・飯豊町教育委員会 教育総務課(町民総合センター あ～す内)

電話:0238-87-0519

※ 必ず11月13日(金)まで提出ください。